

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年12月25日（令和5年（行個）諮問第293号）

答申日：令和6年7月12日（令和6年度（行個）答申第57号）

事件名：本人が特定日に被災した労災事故に関する審査請求に係る文書の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成24年特定日に被災した労災事故に関する審査請求の書類（添付書類を含む）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表1の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年9月29日付け愛労補発05003第1046号により愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

保有個人情報部分開示決定の取消決裁を求む。かかる決定は審査請求人の有する権利の侵害等に当たるため。

（2）意見書

ア 審査請求人は、特定年月日aに、横領等の「非違行為」をはたらいたとのでっち上げにより、懲戒免職とされてしまいました。かかる事由等により、現在、特定者、特定受給者としての生活を余儀なくされている。そればかりではなく、審査請求人に対し支払い等の義務を有する超過勤務手当等も未払いのままに放置され、特定法人は、かかる公金を着服した。特定症状の治療に当たる主治医は、症状を改善し、一般就労するためには、前述のでっち上げにより事実等の訂正等が必須であると述べている。

多額の借金を抱え、返す当てもなく、老後の生活の見通しが立たな

い。

本来であれば、元厚生労働大臣が横領等の「非違行為」を否定し、事業主都合による解雇認定後、速やかに復職されるべきところ、かかる法人の元理事は、特定年月日bに、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）に対し、横領等の「非違行為」を主張し、元厚生労働大臣が認定後、かかる法人元理事と思われる人物は、愛知県労働委員会に対し、公然と「横領の事実」を主張し、審査請求人の提起した仮処分申請に対しても、公然と横領を主張した。

（中略）

以上の「非違行為」について、不正に支給された通勤手当、給与等について、血税／公金が投入されたままの状態、不正受給者が返納、不正受給に責任を負うべき者による弁償等がされていません。特定施設の特定事件についても、血税が投入されたまま、責任を果たすべき者は、当然なされるべき損害の弁償等を行っていません。審査請求人の件も含めて、全ての「非違行為」がただされておらず、「非違行為」が「正当な行為」としてまかり通っており、「非違行為者」の作成した「非違文書」が、「正当な文書」とされています。「公益法人」をして、これら全ては本来あるべき状態にされなければなりません。

イ 以上について、誰かひとりでもその職責を全うしたならば、審査請求人の受給した失業手当は国庫に返納され、誤って支給された解雇予告手当は、特定市に返納され、特定市、愛知県、法務省、厚生労働省等に対する保有個人情報開示請求、行政文書公開請求等の情報公開はなされることはなかったため、不要な税金が投入されることもなかったはずである。かかる法人は、いまだに、税制上の優遇措置を受け続け、文部科学省から補助金を受け続けている。不正に着服された公金（前述の未払い賃金等）についても、清算がなされたはずであり、特定市に返納されたはずである。ただ、驚くべきことに、特定市は、かかる法人に対し、定期的に監査を行っているにもかかわらず、かかる法人のこれらの「非違行為」について、把握していない。愛知県特定審議会、愛知県知事、特定の担当部署もかかる法人のこれらの「非違行為」を把握しておらず、審査請求人の虚偽告訴に対し、関係職員等は、その任務を全うしていないと思料される。なぜならば、捜査等がなされていれば、当然、特定市、愛知県にかかる法人のかかる「非違行為」が通報等されているはずだからである。（審査請求人の心身における不健康状態、また、十年以上前のことでもあるため、審査請求人の記憶違い等の可能性もありますが、そうであれば、そのような部分については撤回させていただきます。）ただ、どちらにしても、おびただしい数の「非違行為者」による「非違行為」の数々について、

可能性のあるものは、全て「白日の下」に晒し、その「正邪」を明らかにしなければなりません。

ウ それには、神聖な捜査が必須の要件です。審査請求人の生命の保護、財産の保護、人権擁護のためには、情報開示や情報の訂正が必須である。なお、審査請求人は現在、特定者、特定受給者としての生活を余儀なくされているため全法令の求める全配慮等を強く求める。不明点等は、必ず審査請求人に確認のこと。

司法関係者、特定市、愛知県、厚生労働省、総務省、国会議員等、情報公開・個人情報保護審査会委員等は、日本国憲法の求める「人権」の何たるかを理解しているとは少なくとも審査請求人には全く以て、思えません。それは審査請求人の不健康状態のせいだとも、全く以て思えません。

審査請求人は、かかる法人を、捏造された横領等の「非違行為」により、懲戒免職とされた。かかる「非違行為」については元厚生労働大臣が、かかる「非違行為」の不存在を認定し、かかる法人もかかる「非違行為」の不存在を公的に認めている。にもかかわらず、審査請求人の復職を認めず、やむを得ず審査請求人の行った地位保全の訴えの場で、かかる「非違行為」の存在を裁判所に主張し、審査請求人の復職を妨害したものである。このような状況の下、かかる告訴を行ったものであるが、不起訴処分にされてしまったものである。かかる法人は、別添資料（略）で明らかのように、あまたの「非違行為」を繰り返し続けており、公的団体としての本分を尽くすどころか、法令等を遵守していないにもかかわらず、国からの補助金を受け取り続けているだけでなく、税制上の優遇措置をも享受し続けている。

エ 審査請求人は、かかる「非違行為」の捏造による懲戒免職によるストレス等により、現在、特定者の状況にある。主治医は、かかる免職に関する事実関係を白日の下に晒すことにより、審査請求人の名誉回復が図られない限り、審査請求人の特定症状の改善の見通しは立たないと診断している。さらに、裁判に多額の費用を費やし、特定症状により、一般就労ができないことから、経済的に困窮の極みの状況にあり、かかる免職に関する事実関係を白日の下に晒すことにより、審査請求人の名誉が回復され、一般就労に復帰しない限り、このような経済的苦境から抜け出すことは不可能であり、住宅ローン、住民税の滞納等、多額の負債が重くのしかかっており、苦境にあえいでいる。

このような審査請求人の権利利益の保護が必要であるにもかかわらず、開示が不要であるとの決定は、日本国憲法の求める人権擁護たる正義に反するものである。このような審査請求人の生命、健康、生活及び財産の保護が必要であるにもかかわらず、開示が不要であるとの

決定は、日本国憲法の求める人権尊重の正義に反するものである。かかる不起訴処分について、かかる不起訴処分に関与した全関係者が、法令上の義務を適正に遂行していれば、審査請求人は復職し、支給された総額二百万円近い失業手当は、国庫に返納されていたはずであり、捜査・公判における不適正な活動が長い期間にわたり確保されてきた事実を疎明する証左に他ならない。彼ら全ては、国家公務員としての職務を怠り続けているだけでなく、法律上、自らに課せられ続けている職務上の義務に違反し続けている。これら国民に対する背信行為たる「非違行為」の全てにおいて、捜査等に関する活動の不適正を確保しつづける「もの」を捕獲し、白日の下に晒すことは、審査請求人を始め、捜査・公判に関する不適正な活動をただし、真に適正な状況の実現を希求する全てのものの願いであり、これを以て、有史以前にも存在しなかったであろう公共の利益に適うものである。かかる職務怠慢、職務上の義務違反たる「非違行為」を隠蔽するために、国民の知る権利を蔑ろにすることは、典型的な「利益相反行為」に相違なく、それ自体が検事総長を筆頭に全関係者が犯し続けている「非違行為」に他ならない。国家公務員法の定める「サービスの宣誓」を、有名無実とするような「非違行為」は一掃されなければならない。なお、審査請求人は現在、特定者であり、さらに特定受給者としての生活を余儀なくされているため、誤字脱字等について、全法令の求める全「配慮」を強く要請する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年8月30日付け（同年9月1日受付）で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服とし、その取消しを求めて、令和5年10月3日（同月4日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分で不開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分については法78条1項各号のいずれにも該当しないことから新たに開示した上で、別表1の2欄の「不開示維持部分」に掲げる部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が提起した療養補償給付を支給しない旨の決定に対する別件審査請求に係る決定書、審査資料甲号証、

審査資料乙号証及び審査資料丙号証である。

また、本件審査請求を受け、諮問庁において、処分庁の担当職員をして、他に本件対象保有個人情報が存在しないか確認したところ、新たに開示請求の対象とすべき保有個人情報は特定されなかった。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号該当性

別表1の文書番号4, 5, 7, 9, 10, 12, 15, 17, 18, 23, 24, 26, 31, 33の不開示部分は、開示請求者以外の住所、氏名、職業、職名、所属、電話番号、生年月日、署名、押印等、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、法78条1項2号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。

イ 法78条1項3号イ該当性

別表1の文書番号12, 14, 18, 21, 25, 27, 29の不開示部分は、内部管理情報、労働者数など、特定の法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。加えて、事業場に意見照会を行った結果、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることなどの理由により、不開示の申立があったため、不開示とした。

ウ 法78条1項7号柱書き該当性

別表1の文書番号4, 9, 17, 23, 26, 29, 31, 33の不開示部分は、開示請求者以外の特定個人から聴取・確認した内容に係る記述などが記載されており、第三者からの聴取内容等に係る情報が開示されれば、被聴取者等が、労災請求人からの批判等を恐れ、自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災請求人側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、不開示とした。

また、別表1の文書番号10, 12, 14, 15, 18, 21, 24, 25, 27, 30の不開示部分は、医療機関から提出された資料及び事業場から提出された業務内容等に関する内部情報等であり、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、事業場及び関係者の労災認定の調査への協

力をちゅうちょさせ、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、不開示とした。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分のうち、78条1項各号のいずれにも該当しない部分を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年12月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和6年1月24日 審議
- ④ 同月30日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年6月27日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年7月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法78条1項2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部（別表2の2欄に掲げる部分）を開示するとともに、その余の部分（別表1の2欄に掲げる部分。以下「不開示維持部分」という。）については、なお不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）開示すべき部分（別表1の3欄に掲げる部分）について

ア 別表1の2欄の通番1、通番5ないし通番7及び通番22に掲げる部分のうち、同表の3欄に掲げる部分

（ア）標記の不開示維持部分は、（i）調査復命書及び関係者からの聴取書に記載された聴取内容の記載の一部、（ii）特定法人の提出資料一覧に記載された同法人の特定の部課名、（iii）審査請求人に係る休暇簿の承認欄等に押印された当該法人の職員の印影又は承認欄等の空欄である。

（イ）当該部分のうち、上記（i）は、本件対象保有個人情報に記載された被聴取者の職氏名と併せると、法78条1項2号本文前段に規

定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。法79条2項による部分開示について検討すると、上記(i)は、聴取内容の記載のうち、審査請求人の出来事に係る記載であるか又は接続詞等の部分であるにすぎず、これを開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益を害するものとは認められない。

また、当該部分のうち、上記(ii)及び上記(iii)の空欄部分は、法78条1項2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であるとは認められない。

さらに、上記(iii)の印影の部分は、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。個人の印影については、当該個人の氏名を知り得るとしても開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、当該印影は、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすものとは認められない。(ウ)したがって、当該部分は、法78条1項2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 別表1の2欄の通番8に掲げる部分のうち、同表の3欄に掲げる部分

標記の不開示維持部分は、特定法人の特定施設における時間外労働・休日労働に関する協定届に記載された労働者の代表者及び使用者の各職氏名並びに各印影であり、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。当該協定については、労働基準法106条1項により、事業場の労働者に対する周知義務があり、また、当該協定届は、審査請求人が当該施設の労働者であった期間に係るものであるから、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当するものと認められる。

当該部分は、これを開示しても、特定法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすものとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 別表１の２欄の通番１０，通番１１，通番２３，通番２６及び通番２７に掲げる部分のうち，同表の３欄に掲げる部分

標記の不開示維持部分は，職務状況報告書等の各文書の一部であるが，諮問庁の理由説明書別表において既に明らかになっている標題等の情報であるか，又はそれから推認できる情報であり，審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は，これを開示しても，特定法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず，労働基準監督機関が行う労災認定等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすものとも認められない。

したがって，当該部分は，法７８条１項３号イ及び７号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

エ 別表１の２欄の通番１７，通番１８及び通番２５に掲げる部分のうち，同表の３欄に掲げる部分

標記の不開示維持部分は，（ｉ）特定法人の特定施設の事務室配置図における審査請求人以外の座席部分の記載，（ii）職務分担表の担当事務の一覧及び表の下部の注書き並びに（iii）特定法人が審査請求人に宛てた確認依頼の文書の全部であるが，（ｉ）及び（ii）は，審査請求人が特定施設の労働者であった期間に係るものであることから，（iii）も併せて，審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって，当該部分は，上記ウと同様の理由により，法７８条１項３号イ及び７号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

オ 別表１の２欄の通番２８に掲げる部分のうち，同表の３欄に掲げる部分

標記の不開示維持部分は，医療関係資料であり，特定監督署の照会に応じて特定の健康保険関係団体が回答した，審査請求人が受診した医療機関に係る審査請求人のレセプト情報である。

当該部分は，審査請求人本人の受診歴の情報であり，同人が知り得る情報であると認められ，これを開示しても，労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は，法７８条１項７号柱書きに該当せず，開示すべきである。

（２）その余の部分（別表１の３欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法７８条１項２号該当性について

別表１の２欄の通番２ないし通番４に掲げる部分のうち，同表の３欄に掲げる部分を除く部分は，特定専門部会の意見書又は医師の意見書に記載された地方労災医員又は特定医療機関の医師の署名及び印影

であり、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。個人の署名及び印影については、審査請求人がその氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。このため、当該部分は、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法７９条２項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法７８条１項２号、３号イ及び７号柱書き該当性について

別表１の２欄の通番９及び通番１４ないし通番１６に掲げる部分のうち、同表の３欄に掲げる部分を除く部分は、特定法人の産業医委託契約書、当該法人が特定職員の非違行為について調査した内容を取りまとめた文書であると認められるが、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、当該法人を始めとする関係事業者等の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務に関して正確な事実関係の把握が困難になり、同機関が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項７号柱書きに該当し、同項３号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法７８条１項２号及び７号柱書き該当性について

(ア) 別表１の２欄の通番１、通番５、通番６、通番１３、通番１９、通番２４、通番２９及び通番３０に掲げる部分のうち、同表の３欄に掲げる部分を除く部分（いずれも下記（エ）を除く。）

標記の不開示維持部分は、調査復命書、聴取書及び照会・相談等処理票に記載された、特定監督署が実施した聴取に係る被聴取者の職氏名、住所及び生年月日であり、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であり、法７９条２項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当し、同項７号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表 1 の 2 欄の通番 7，通番 1 2 及び通番 2 2 に掲げる部分のうち，同表の 3 欄に掲げる部分を除く部分

標記の不開示維持部分は，特定法人の提出資料一覧及びその送付状，審査請求人に係る健康診断個人票並びに振替命令簿，専念義務免除承認簿及び振替え届に記載された，特定法人の職員の氏名及び印影並びに医師の印影であり，法 7 8 条 1 項 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。個人の印影については，審査請求人がその氏名を知り得る場合であっても，その印影まで開示する慣行があるとは認められない。当該部分は，同号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また，当該部分は，個人識別部分であることから，法 7 9 条 2 項による部分開示の余地はない。

したがって，当該部分は，法 7 8 条 1 項 2 号に該当し，同項 7 号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(ウ) 別表 1 の 2 欄の通番 2 0 及び通番 2 1 に掲げる部分のうち，同表の 3 欄に掲げる部分を除く部分（いずれも下記（エ）を除く。）

標記の不開示維持部分は，特定施設勤務割表及び時間外勤務報告書に記載された，（i）審査請求人以外の職員の職氏名及びその休・出勤や勤務時間又は時間外労働時間，若しくは（ii）管理者等の印影であり，法 7 8 条 1 項 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

法 7 9 条 2 項による部分開示について検討すると，上記（ii）に掲げる部分は，個人識別部分であり，部分開示の余地はない。また，上記（i）に掲げる部分について，職氏名は，個人識別部分であり，その余の部分は，各職員の勤怠情報であり，個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから，部分開示できない。

したがって，当該部分は，法 7 8 条 1 項 2 号に該当し，同項 7 号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(エ) 別表 1 の 2 欄の通番 1，通番 5，通番 6，通番 1 3，通番 1 9，通番 2 0，通番 2 1，通番 2 4，通番 2 9 及び通番 3 0 に掲げる部分のうち，同表の 3 欄に掲げる部分を除く部分（通番 2 0 は，職氏名及びそれに係る欄を除く欄。通番 2 1 は，合計欄。その余の部分は，聴取内容及び労働者数。）

標記の不開示維持部分は、調査復命書、聴取書及び照会・相談等処理票に記載された特定監督署が実施した被聴取者からの聴取内容若しくは特定法人全体の労働者数、又は特定施設勤務割表及び時間外勤務報告書に記載された同法人の業務の具体的詳細な内容並びに同法人の月ごとの時間外勤務時間の合計であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、関係者等が、今後、労働基準監督機関に対して率直に説明することをちゅうちょすることとなり、又は特定法人を始めとする関係事業者等の信頼を失い、労災認定の調査への協力が得られなくなるなど、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務に関して正確な事実関係の把握が困難になり、同機関が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項７号柱書きに該当し、同項２号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法７８条１項３号イ及び７号柱書き該当性について

別表１の２欄の通番１０、通番１１、通番１８、通番２３、通番２６及び通番２７に掲げる部分のうち、同表の３欄に掲げる部分を除く部分は、職務状況報告書、請求人に対する上司からの指導履歴、職務分担表、事業企画シート、事業報告シート、関係事業場から提出された資料に記載された、特定法人の特定職員に係る評価及び指導内容、各職員の分担業務、同法人の具体的詳細な事業の情報、同法人以外の特定事業場からの特定の事案に係る報告内容であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法７８条１項７号柱書きに該当し、同項３号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法７８条１項７号柱書き該当性について

別表１の２欄の通番２８に掲げる部分のうち、同表の３欄に掲げる部分を除く部分は、診療報酬明細書に記載された、健康保険関係団体等の情報管理に関する情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法７８条１項７号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

４ 審査請求人のその他の主張について

- (１) 審査請求人は、意見書（上記第２の２（２）ウ及びエ）において、不開示部分については、法７８条１項２号ただし書ロ及び３号柱書ただし書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示す

ることが必要であると認められる情報」に該当する旨を主張する。

これは、意見書において、「審査請求人は現在、特定者、特定受給者としての生活を余儀なくされている」などの記載等が背景となった主張であると推認されるが、開示することが必要であるとする具体的な理由を示しているとは必ずしもいえず、上記3（2）ア及びウ（ア）ないしウ（ウ）において、当審査会が法78条1項2号に該当するとして不開示とすることが妥当とした判断を左右するものとは認められないことから、審査請求人の当該主張を採用することはできない。

（2）審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表1の3欄に掲げる部分を除く部分は、同項2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、同項3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第3部会）

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表1 不開示情報該当性

1 文書番号及び文書名			2 不開示維持部分			3 2欄のうち開示すべき部分
			該当部分	法 7 8 条 1 項 各 号 該 当 性	通番	
4	乙 2	調査復命書	不開示部分全て	2 号 , 7 号 柱 書き	1	6 頁「調査結果」欄 2 枠目 7 行目 1 文字目ないし 8 文字目, 8 頁「調査結果」欄 3 枠目 4 行目 1 6 文字目 ないし 5 行目 2 文字 目, 2 2 行目 1 6 文字 目ないし 2 3 行目 4 文 字目, 4 枠目 4 行目 4 文字目ないし 8 文字 目, 9 頁「調査結果」欄 1 枠目 6 行目 1 文字目ないし 5 文字目, 3 枠目 3 行目 1 1 文字目ない し 1 5 文字目, 1 1 頁「調査結果」欄 2 枠目 5 行目 1 0 文字 目ないし 1 3 文字目, 3 1 行目 1 文字目ない し 4 文字目, 3 7 行目 1 文字目ないし 4 文字 目, 3 枠目 3 行目ない し 4 行目 1 7 文字目, 1 2 頁「調査結果」欄 2 枠目 1 8 行目 1 2 文 字目ないし 1 4 文字目
5	乙 3	意見書	不開示部分全て	2 号	2	—
5	乙 4	意見書	不開示部分全て	2 号	3	—
7	乙 6	意見書	不開示部分全て	2 号	4	—
9	乙 1 1	特定法人関係 者 A からの聴 取書	別表 2 に記載 された部分を 除く部分	2 号 , 7 号 柱 書き	5	1 頁 2 0 行目 3 0 文字 目ないし 3 2 文字目, 2 頁 1 6 行目 2 0 文字 目ないし 2 4 文字目,

						2 1 行目 1 文字目ないし 5 文字目, 2 3 行目 最終文字ないし 3 頁 1 行目 4 文字目, 3 頁 6 行目 1 0 文字目ないし 1 4 文字目
9	乙 1 2	特定法人関係者 B からの聴取書	別表 2 に記載された部分を除く部分	2 号, 7 号 柱書き	6	9 頁 1 4 行目 3 4 文字目ないし 1 5 行目 2 文字目, 1 0 頁 5 行目 1 0 文字目ないし 1 3 文字目
1 0	乙 1 3	業務上外認定に伴う資料の提出について	不開示部分全て	2 号, 7 号 柱書き	7	2 頁目の不開示部分の 1 文字目ないし 8 文字目
1 2	ー	時間外労働, 休日労働に関する協定届	不開示部分全て	2 号, 3 号 イ, 7 号 柱書き	8	全て
1 2	ー	産業医委託契約書	不開示部分全て	2 号, 3 号 イ, 7 号 柱書き	9	ー
1 4	乙 1 7	職務状況報告書	不開示部分全て	3 号 イ, 7 号 柱書き	1 0	標題及びその直下の枠
1 4	乙 1 8	請求人に対する上司からの指導履歴	別表 2 に記載された部分を除く	3 号 イ, 7 号 柱書き	1 1	標題
1 5	乙 1 9	健康診断個人票 (審査請求人)	不開示部分全て	2 号, 7 号 柱書き	1 2	ー
1 7	乙 2 2	照会・相談等処理票 (相手方: 特定法人関係者 E)	不開示部分全て	2 号, 7 号 柱書き	1 3	ー
1 8	乙 2 3	特定法人職員の非違行為について	不開示部分全て	2 号, 3 号 イ, 7 号 柱書き	1 4	ー

1 8	乙 2 4	別紙 6 特定事業場から指摘を受けた事項についての確認	不開示部分全て	2 号 , 3 号 イ , 7 号 柱 書 き	1 5	—
1 8	乙 2 5	別紙 7 特定事業場から指摘を受けた事項に関する聴取り調査	不開示部分全て	2 号 , 3 号 イ , 7 号 柱 書 き	1 6	—
2 1	乙 2 8	特定施設見取図及び配置図	不開示部分全て (3 頁)	3 号 イ , 7 号 柱 書 き	1 7	全て
2 1	乙 2 9	平成 2 3 年度職務分担表	不開示部分全て (4 頁, 5 頁)	3 号 イ , 7 号 柱 書 き	1 8	「担当事務」欄全て、表の下部の注書き全て
2 3	乙 3 1	照会・相談等処理票 (相手方: 特定法人関係者 E 及び特定法人関係者 B)	不開示部分全て	2 号 , 7 号 柱 書 き	1 9	—
2 4	乙 3 2	特定施設勤務割表	不開示部分全て	2 号 , 7 号 柱 書 き	2 0	—
2 4	乙 3 3	時間外勤務等記録簿及び時間外勤務報告書	不開示部分全て	2 号 , 7 号 柱 書 き	2 1	—
2 4	乙 3 4	年次休暇簿, 振替え届等	不開示部分全て	2 号 , 7 号 柱 書 き	2 2	4 8 頁ないし 5 5 頁年次休暇簿全て, 6 3 頁, 6 4 頁及び 6 6 頁ないし 6 8 頁夏季臨時休暇簿全て
2 5	乙 3 5	事業企画シート, 事業報告シート及びチラシ	不開示部分全て	3 号 イ , 7 号 柱 書 き	2 3	標 題 「事業企画シート」及び「事業報告シート」
2 6	乙 3 6	照会・相談等処理票 (相手方: 特定法人関係者 E)	不開示部分全て	2 号 , 7 号 柱 書 き	2 4	—

2 7	乙 3 7	特定事業場から指摘を受けた事項についての確認	不開示部分全て	3 号 イ, 7 号 柱 書 き	2 5	全て
2 9	乙 4 0	別紙 4 特定法人の職員と名乗るお客様について	不開示部分全て	3 号 イ, 7 号 柱 書 き	2 6	右上隅の手書き部分及び標題
2 9	乙 4 1	別紙 5 領収書	不開示部分全て	3 号 イ, 7 号 柱 書 き	2 7	右上隅の手書き部分
3 0	乙 4 2	健康保険診療について及び診療報酬明細書	不開示部分全て	7 号 柱 書き	2 8	2 頁全て（最上段の部分を除く。）
3 1	乙 4 2	照会・相談等処理票（相手方：特定法人関係者 E）	別表 2 に記載された部分を除く部分	2 号 , 7 号 柱 書き	2 9	－
3 3	乙 4 5	照会・相談等処理票（相手方：特定法人関係者 C）	別表 2 に記載された部分を除く部分	2 号 , 7 号 柱 書き	3 0	－

（注）原処分において開示された文書及び諮問庁が新たに開示することとしている部分を含まない。

別表2 諮問庁が新たに開示することとしている部分

1 文書番号及び文書名			2 開示することとしている部分	3 開示理由
9	乙11	特定法人関係者Aからの聴取書	① 1 頁項番4の1行目ないし4行目, 5行目1文字目ないし29文字目及び33文字目ないし36文字目, 6行目及び7行目, 8行目1文字目ないし7文字目及び12文字目ないし34文字目, 2頁2行目10文字目ないし25文字目 ② 2 頁項番7の1行目1文字目ないし12文字目, 15文字目ないし2行目4文字目 ③ 2 頁項番8の1行目1文字目ないし12文字目, 2行目32文字目ないし5行目 ④ 2 頁項番9の1行目ないし2行目19文字目, 2行目29文字目ないし6行目, 7行目6文字目ないし8行目 ⑤ 2 頁項番10の1行目1文字目ないし35文字目, 3頁1行目5文字目及び6文字目, 11文字目ないし4行目 ⑥ 3 頁項番11の1行目1文字目ないし25文字目, 30文字目ないし36文字目, 2行目1文字目ないし9文字目, 15文字目ないし4行目 ⑦ 3 頁項番12の1行目1文字目ないし35文字目, 2行目2文字目及び7文字目ないし17文字目, 3行目ないし9行目 ⑧ 3 頁項番13の1行目, 4頁1行目1文字目	決定書において既に開示されており, 審査請求人が知り得ている情報であるため。

			ないし 1 7 文字目, 2 行目 3 2 文字目ないし 7 行目 ⑨ 4 頁項番 1 4 すべて ⑩ 4 頁項番 1 5 の 2 行目 1 文字目, 2 文字目, 4 文字目, 5 文字目, 1 4 文字目, 1 5 文字目, 5 行目 2 1 文字目及び 2 2 文字目を除く不開示部分 ⑪ 5 頁項番 1 6 すべて ⑫ 5 頁項番 1 8 の 1 行目, 2 行目 3 6 文字目ないし 6 行目 9 文字目 ⑬ 5 頁項番 2 2 すべて ⑭ 6 頁項番 2 3 すべて ⑮ 6 頁項番 2 5 1 行目ないし 3 行目, 5 行目ないし 6 行目	
9	乙 1 2	特定法人関係者 B からの聴取書	① 7 頁項番 5 の 1 行目ないし 2 行目 2 1 文字目 ② 8 頁項番 6 の 1 行目ないし 2 行目, 5 行目 1 文字目ないし 3 3 文字目 ③ 8 頁項番 1 1 の 1 行目ないし 4 行目, 9 頁 1 行目 ④ 9 頁項番 1 2 すべて ⑤ 9 頁項番 1 3 すべて ⑥ 9 頁項番 1 5 の 1 行目 1 文字目ないし 1 4 文字目, 1 9 文字目ないし 2 行目 6 文字目 ⑦ 9 頁項番 1 6 の 2 行目 1 文字目ないし 2 0 文字目, 2 5 文字目ないし 3 行目 3 3 文字目, 4 行目 3 文字目ないし 5 行目 ⑧ 9 頁項番 1 7 の 1 行目 1 1 文字目ないし 3 行目 ⑨ 1 0 頁項番 2 1 の 1 行目 1 文字目ないし 1 9 文字目, 2 4 文字目, 3 1 文字目及び 3 6 文字目,	決定書において既に開示されており, 審査請求人が知り得ている情報であるため。

			2 行目 1 文字目ないし 1 7 文字目, 2 5 文字目ないし 3 行目 9 文字目, 1 4 文字目ないし 2 5 文字目, 2 8 文字目, 3 3 文字目ないし 3 6 文字目, 4 行目 1 文字目ないし 1 7 文字目, 2 0 文字目ないし 2 6 文字目, 3 1 文字目ないし 6 行目 ⑩ 1 0 頁項番 2 2 の 1 行目ないし 2 行目, 6 行目 2 5 文字目ないし 7 行目 ⑪ 1 0 頁項番 2 3 の 1 行目 1 0 文字目ないし 2 行目 ⑫ 1 0 頁項番 2 5 すべて ⑬ 1 0 頁項番 2 6 の 1 文字目ないし 2 9 文字目 ⑭ 1 1 頁項番 2 7 すべて ⑮ 1 1 頁項番 2 8 の 2 行目 4 文字目ないし 3 4 文字目 ⑯ 1 1 頁項番 2 9 すべて ⑰ 1 1 頁項番 3 0 すべて	
1 4	乙 1 8	請求人に対する上司からの指導履歴	2 頁 1 3 行目ないし 1 8 行目, 3 頁 1 行目ないし 3 行目	決定書において既に関示されており, 審査請求人が知り得ている情報であるため。
2 0	乙 2 7	証拠資料 1, 証拠資料 2, 資料 1 及び資料 2 - 6	不開示部分全て	審査請求人が提出した資料であり, 請求人が知り得ている情報であるため。
3 1	乙 4 3	照会・相談等処理票 (相手方: 特定法人関係者 E)	相手方の「所属」項目 1 文字目ないし 1 1 文字目, 相手方の電話番号, 件名	審査請求人が知り得ている情報であるため。
3 3	乙 4 5	照会・相談等処理票 (相手方: 特定法人関係者 C)	相手方の所属, 件名	審査請求人が知り得ている情報であるため。